

## 演題「歯科技工所開設届と開設届証明書の周知徹底」

歯科医院の開設届と同様、技工所開設届は、新たに開設する際に届け出が法的に義務付けられている。歯科技工士法第21条に「歯科技工所を開設したものは開設後10日以内に開設の場所、管理者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の地域にあっては、市長又は区長、中略）に届け出なければならぬ。厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときも、同様とする」とある。

免許を取得しても歯科技工所開設届を提出していなければ、法主体として認められず、歯科技工業務はすべて違法業務とされてしまう。個々の歯科技工士の問題のみならず、歯科技工業務を委託する歯科医院・診療所にも大きな迷惑を掛けることになる、届出の提出は必須であり、歯科医師の責任としても技工歯科技工所が、正しく届け出が出されているのか、確認をしなければならぬ、保険請求においても大変重要なことである。

この届出は提出すれば必ず受理されるものではなく、開設する場所やラボの構造設備が法に定めた要件を満たしていないかったり基準に照らして不適当であったりする場合には届けが受理されず、ラボを開設することができない。

今回は都市計画法における歯科技工所の開設場所の制限や建築基準法と構造設備基準についての簡単な説明と、開設届の重要性と開設届証明書確認の周知徹底についてお話しさせていただきます。

(公社) 栃木県歯科技工士会 副会長 続橋 正喜